

## 中国本部 CPD 行事開催要領細目

平成 27 年 3 月 28 日 中国本部役員会制定

### (目的)

**第 1 条** 本細目は、「中国本部 CPD 開催要領」第 4 条（CPD 行事開催の手順）に基づき、中国本部で開催する CPD 行事の詳細な手順について定める。

### (CPD 行事の年度計画の策定)

**第 2 条** 委員会・部会は、以下の手順で承認された年度計画（別表 1）に従い、CPD 行事を開催することを基本とする。

- (1) 委員会・部会は、11 月上旬に次年度の CPD 行事の開催計画（講演会、見学会、Web 中継の開催回数等）を事務局に提出する。
- (2) 企画総務委員会または緊急の場合は事務局会議において、委員会・部会から提出された CPD 開催計画を、講演会及び見学会等開催補助費、合同セミナー開催補助費、地域交流促進補助費等の次年度予算を考慮して相互調整した上で、11 月下旬までに年度計画（別表 1）として整理し、役員会に諮る。
- (3) 第 4 回定例役員会(11 月下旬～12 月上旬に開催予定)で年度計画（別表 1）について審議し承認する。

### (CPD 行事の開催案内の作成)

**第 3 条** 委員会・部会は、CPD 行事開催のための開催案内の作成に際しては、当本部の CPD 行事であることを容易に確認できるように、可能な限り「CPD 行事開催案内」（別紙 1～3）の様式に統一する。ただし、一般向けに開催案内のリーフレットを作成する場合は、この限りでない。

### (CPD 行事の個別承認)

**第 4 条** 委員会・部会は、年度計画（別表 1）に位置付けられた CPD 行事であっても、その開催に際して、「CPD 行事開催案内」（別紙 1～3）を、遅くとも 2 週間前には事務局に提出し、企画総務委員会または事務局会議により、CPD 行事としての内容の適切性や収支の妥当性等の審査を経て、本部長の承認を得る必要がある。

- 2 合同セミナー開催補助費、地域交流促進補助費等に関する CPD 行事の開催に際しては、「CPD 行事開催案内」（別紙 1）を、遅くとも 1 ヶ月前には事務局に提出し、役員会の承認を得る必要がある。

- 3 年度途中で計画外の CPD 行事の開催が必要となった場合でも、本条第 1 項と同様な手順を踏み本部長の承認が得られれば、CPD 行事を開催することはできる。

#### **(CPD 行事の収支均衡の原則と会計報告)**

- 第 5 条** CPD 行事は経費削減に努め、基本的に収支を均衡させる（年度計画（別表 1）で計画した収支差に抑える）ことを原則とするが、技術士の知名度向上を目的とした行事や公益性の高い行事については、この限りでない。
- 2 前項において、統括本部からの補助費に参加費収入を加えても損失が出た場合は一般会計から補填し、逆に収益が出た場合は一般会計に繰り込む。
  - 3 委員会・部会は、行事終了後速やかに最終的な参加者名簿と収支報告書（別表 2）を事務局に提出する。

#### **(本細目の改廃)**

- 第 6 条** 本細目を改廃する場合は、企画総務委員会が役員会に付議し、役員会の決議によるものとし、その結果は総務委員会に報告する。

#### **附則（平成 27 年 3 月 28 日）**

この要領は、平成 27 年 3 月 28 日から施行する。